

第 6 章



計画の推進に向けて

1. 評価指標の設定 132
2. 進行管理 141
3. 届出制度 142

第6章 計画の推進に向けて

本章では、本計画策定後に適切な管理を行うため、評価指標および進行管理について整理します。また、都市再生特別措置法に基づく届出制度についても整理します。

1. 評価指標の設定

(1) 評価指標設定の考え方

本計画では、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に示すとともに、PDCA サイクルを適切に機能させる観点から、まちづくりの方針を実現するための「定量的な目標値」を設定し、本計画の進捗状況を確認します。また、各指標の目標達成によって「期待される効果」を定め、総合的な成果として本計画の評価を行います。

数値目標の設定年次は、20年後の令和27（2045）年とします。なお、計画策定後における社会・経済情勢の変化などによって、設定した評価指標への影響が考えられる場合は、目標値の変更や代替となる評価指標を検討します。

《 評価指標設定の体系図 》





(2) 定量的な目標値

評価指標と数値目標は、都市機能の誘導や居住の誘導、公共交通の維持・充実、防災・減災を図るための施策の展開により、まちづくりの方針（ターゲット）の達成状況を分析・評価するため、以下のとおり設定します。

方針1 都市機能誘導 本市の活力を誘引する拠点と暮らしを支える拠点の形成

評価指標①

評価指標	現状値(令和 7(2025) 年)	目標値
都市機能誘導区域内の誘導施設の立地状況 (立地数/誘導施設数)		
入間市駅周辺	11/11	11/11
東金子地区センター周辺	6/7	7/7
金子駅周辺	2/3	3/3
狭山台地区周辺	0/3	3/3
武蔵藤沢駅周辺	6/7	7/7
仏子駅周辺	5/5	5/5
元加治駅周辺	2/4	4/4

<内容>

中心拠点である入間市駅周辺では、高次な都市機能の維持・強化や中心市街地の活性化などにより、活力やにぎわいの創出を図っていきます。また、東金子地区センター周辺や金子駅周辺などの地域拠点では、日常生活を支える都市機能の維持・強化により、生活利便性の向上を図っていきます。そのため、多様な世代のニーズに対応する都市機能の維持・誘導が必要となることから、都市機能誘導区域ごとに位置づけた誘導施設の立地数を評価指標とします。各都市機能誘導区域における誘導施設数と、既存の立地数は以下のとおりです。

新規(誘導)立地:● 立地維持:◆ 当該都市機能誘導区域で誘導施設として位置づけしていない:-

施設	誘導施設						
	入間市駅周辺	東金子地区センター周辺	金子駅周辺	狭山台地区周辺	武蔵藤沢駅周辺	仏子駅周辺	元加治駅周辺
市役所	◆	-	-	-	-	-	-
地区センター	-	◆	-	-	◆	-	-
地域包括支援センター	-	◆	-	-	●	-	-
こども家庭センター	◆	-	-	-	-	-	-
児童センター	◆	-	-	-	-	-	-
複合商業施設	◆	-	-	-	◆	-	-
スーパーマーケット	◆	◆	◆	●	◆	◆	●
病院	◆	◆	-	-	-	-	-
診療所	◆	●	●	●	◆	◆	◆
銀行・信用金庫	◆	◆	◆	●	◆	◆	●
小学校	-	-	-	-	-	-	◆
中学校	-	-	-	-	-	◆	-
産業文化センター	◆	-	-	-	-	-	-
図書館	◆	-	-	-	-	◆	-
公民館	-	◆	-	-	◆	-	-
スポーツ施設	◆	-	-	-	-	-	-
既存立地数/誘導施設数	11/11	6/7	2/3	0/3	6/7	5/5	2/4

<目標値の設定>

都市機能誘導区域ごとに位置づけた誘導施設のうち、すでに全ての誘導施設が立地している区域は現状維持を目指し、全ての誘導施設が立地していない区域では、誘導施設の新規(誘導)立地を目指します。

<計算/確認方法>

各都市機能誘導区域内の誘導施設の立地数を確認します。

方針2 居住誘導 メリハリのある居住誘導による良質な住環境の形成

評価指標②

評価指標	現状値(令和 2(2020) 年)	目標値
居住誘導区域の人口密度	79.0 人/ha	73.5 人/ha

<内容>

都市機能や公共交通などのサービスを維持・充実させるには、一定の人口密度を維持する必要があります。そのため、居住誘導区域の人口密度を評価指標とします。

<目標値の設定>

令和 2 (2020) 年の国勢調査における居住誘導区域の人口密度は 79.0 人/ha (居住誘導区域内人口 : 104,741 人、面積:1,326.5ha) です。しかし、国立社会保障・人口問題研究所 (令和 5 (2023) 年推計) (以下「社人研」とする。) の将来人口推計によると、人口減少の影響により、令和 27 (2045) 年には総人口が 119,272 人、居住誘導区域内人口が 87,171 人となり、居住誘導区域の人口密度は 65.7 人/ha に低下することが想定されています。

現在、本市では入間市駅北口土地区画整理事業が進んでおり、1,469 人の新規居住が想定されています。したがって、社人研の将来推計人口にこの新規居住人口を加えると、令和 27 (2045) 年の市の総人口は 120,741 人となります。

一方で、入間市人口ビジョン 2015 では、若者の定住・移住促進や結婚・出産・子育て支援や、雇用創出、地域産業の活性化などの取り組みにより、人口減少を抑制することで令和 27 (2045) 年の総人口を 129,078 人としています。

この入間市人口ビジョン 2015 で想定する総人口 129,078 人と、社人研の将来推計人口に入間市駅北口土地区画整理事業による新規居住人口を加えた 120,741 人との差である 8,337 人のうち、9 割 (7,503 人) が本計画における居住誘導施策により、居住誘導区域内に居住すると想定します。

また、令和 27 (2045) 年の居住誘導区域外の人口は 32,935 人と推計されます。このうち高齢者は、社人研が推計する令和 27 (2045) 年の高齢化率 (40.6%) から、13,371 人と想定されます。この高齢者 13,371 人のうち、1 割 (1,337 人) が本計画における居住誘導施策により、居住誘導区域外から居住誘導区域内に移住すると想定します。

以上を踏まえ、令和 27 (2045) 年の居住誘導区域の人口は 97,480 人、人口密度は 73.5 人/ha とします。

<計算/確認方法>

国勢調査 (250mメッシュ集計) の人口データを基に、居住誘導区域内の人口を算出し、居住誘導区域内の人口密度を算出します。ひとつのメッシュデータが居住誘導区域内外どちらにも含まれる場合は、当該メッシュデータの居住誘導区域内外の面積比率で人口を按分し、居住誘導区域内の人口を算出します。



方針2 居住誘導 メリハリのある居住誘導による良質な住環境の形成

評価指標③

評価指標	現状値(令和2(2020)年)	目標値
総人口に占める 居住誘導区域内の人口割合	71.9%	71.9%以上を維持

<内容>

本計画は都市機能や居住を集約・誘導し「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指す計画であり、各種施策により居住誘導区域内への移住・移転を図ることから、総人口に占める居住誘導区域内の人口割合を評価指標とします。

<目標値の設定>

令和2(2020)年の国勢調査における本市の総人口は145,651人であるのに対し居住誘導区域内の人口は104,741人(面積按分により算出)となり、総人口に占める居住誘導区域内の人口割合は71.9%となります。

そのため、令和27(2045)年の総人口に占める居住誘導区域内の人口割合は71.9%以上を維持とします。

<計算/確認方法>

国勢調査(250mメッシュ集計)の人口データを基に、居住誘導区域内の人口を算出し、国勢調査における総人口に占める居住誘導区域内の人口割合を算出します。ひとつのメッシュデータが居住誘導区域内外どちらにも含まれる場合は、当該メッシュデータの居住誘導区域内外の面積比率で人口を按分し、居住誘導区域内の人口を算出します。

方針3 公共交通ネットワーク ニーズに応じた公共交通ネットワークの形成

評価指標④

評価指標	現状値(令和3(2021)年度)	目標値
公共交通利用可能人口	89.1%	89.1%以上を維持

<内容>

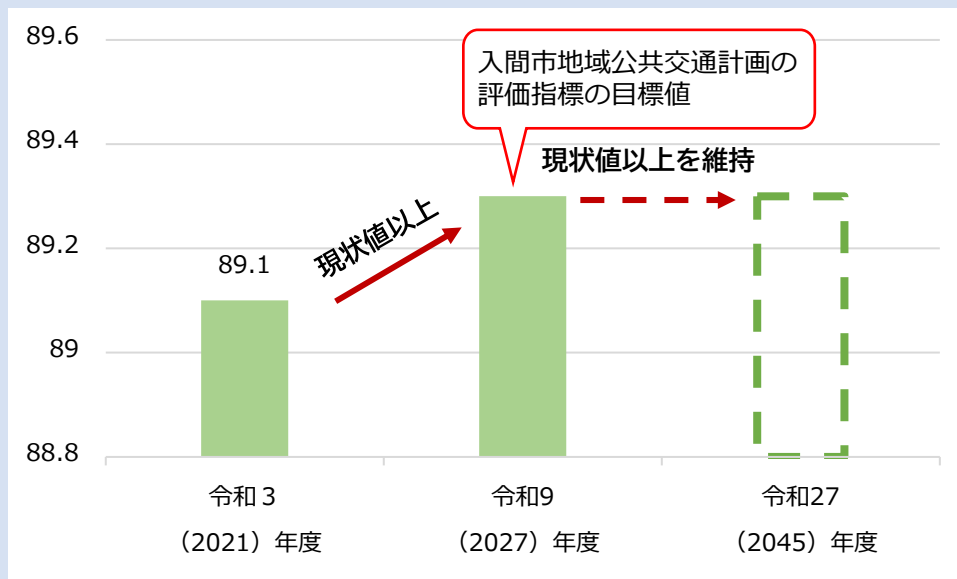
本市では、鉄道や民間の路線バス、市が運営するコミュニティバスにより、公共交通ネットワークが形成されています。さまざまな都市機能を便利かつ快適に利用できるよう、拠点間や地域と拠点を結ぶ公共交通の維持・充実が必要となります。そのため、公共交通が利用可能な圏域の人口割合を評価指標とします。

なお、評価指標は公共交通に関する関連計画である、入間市地域公共交通計画における「より利便性の高い公共交通サービスの提供を目指す」ための評価指標である、「指標2：公共交通利用可能人口」と整合を図るものとしします。

<目標値の設定>

入間市地域公共交通計画では、本評価指標の目標値を令和9（2027）年度において現状値以上と設定しています。そのため、本計画における目標値は現状値以上を維持とします。

なお、本評価指標は入間市地域公共交通計画と整合を図りながら進捗管理を行います。



出典:入間市地域公共交通計画(令和5(2023)年3月)より作成

<計算/確認方法>

公共交通利用可能地域を鉄道駅から1km、バス停から300m圏内とし、その中に入る人口を算出します。



方針4 防災・減災 安全で安心して暮らせる居住地の形成

評価指標⑤

評価指標	現状値(令和元(2019)年度)	目標値
防災訓練参加者数	17,352人	24,000人以上を維持

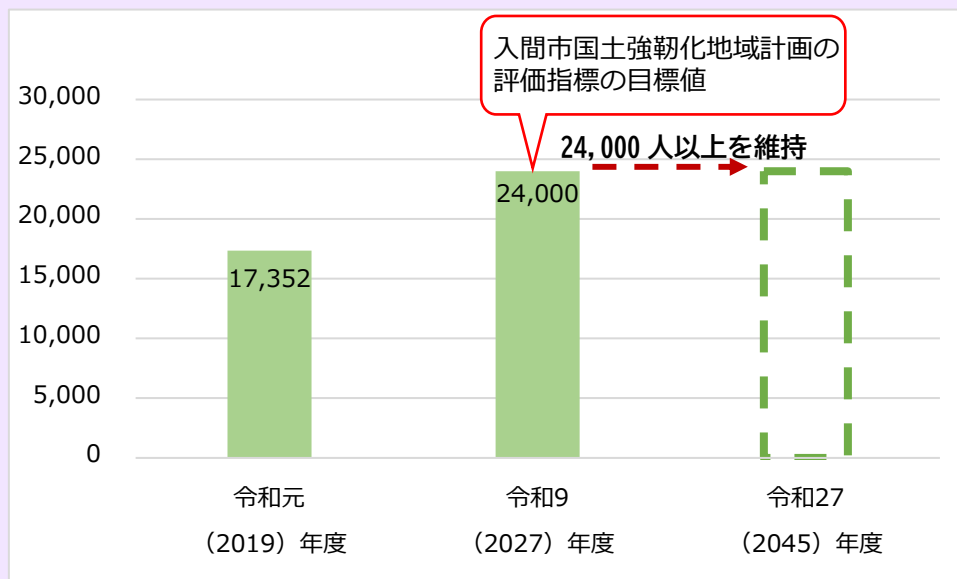
<内容>

本計画では、関連計画と連携し、防災・減災に関するさまざまな取り組みを推進することで、市民の防災・減災に対する意識や備えなどの啓発・促進を図っていきます。そのため、市民の防災・減災への意識の高まりを確認するため、防災訓練参加者数を評価指標とします。

なお、評価指標は防災・減災に関する関連計画である、入間市国土強靱化地域計画における「災害への備えの充実」を図るための重要業績評価指標（KPI）である、「防災訓練参加者数」と整合を図るものとします。

<目標値の設定>

入間市国土強靱化地域計画では、本評価指標の目標値を令和9（2027）年度において24,000人と設定しています。そのため、本計画における目標値は24,000人以上を維持とします。



出典：入間市国土強靱化地域計画(令和5(2023)年4月)より作成

<計算/確認方法>

市資料や取り組み状況から参加者数を算出します。

方針4 防災・減災 安全で安心して暮らせる居住地の形成

評価指標⑥

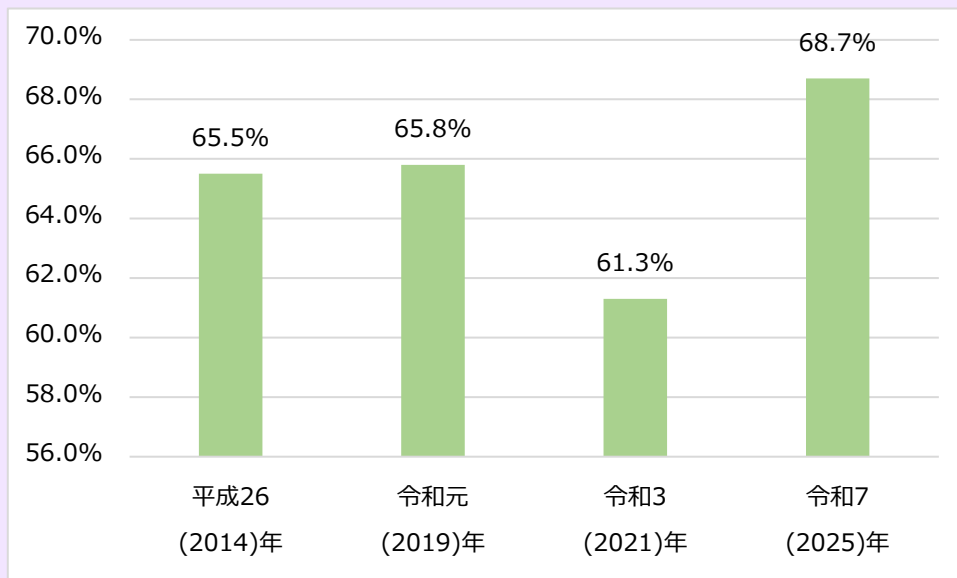
評価指標	現状値(令和7(2025)年)	目標値
災害対策への備え、準備・対策(市民意識調査)	68.7%	68.7%以上

<内容>

本計画では、関連計画と連携し、防災・減災に関するさまざまな取り組みを推進することで、市民の防災・減災に対する意識や備えなどの啓発・促進を図っていきます。そのため、市民の防災・減災への意識の高まりを確認するため、災害対策への備え、準備・対策を実施している割合を評価指標とします。

<目標値の設定>

第14回入間市市民意識調査(令和7(2025)年1月)の結果における、「災害対策への備え、準備・対策を実施している」と回答した割合である68.7%以上を目指します。



出典:入間市市民意識調査より作成

<計算/確認方法>

目標値の確認を行う令和27(2045)年から一番近い年度に実施・公表した、入間市市民意識調査の結果より算出します。



(3) 期待される効果

まちづくりの方針を実現するため各種取り組みを進めることで、それぞれの評価指標の目標達成を目指すとともに、それら取り組みの総合的な評価として以下の「期待される効果」の達成を目指します。

期待される効果① ～一人あたりの歳出額の変化～

期待される効果を 確認する指標	現状値 (平成 30 (2018) 年 ～令和 4 (2022) 年)	目標値
一人あたりの歳出額の変化	5.3%	5.3%以下

<内容>

本市では、平成 22 (2010) 年をピークに人口が減少傾向にあり、今後も緩やかに減少が続く見込みであり、少子高齢化も進行している状況です。このような状況を踏まえ、将来を見据え、生活に必要な機能や居住を集約・誘導し「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指すことを本計画で掲げています。

そのため、まちづくりの方針ごとに設定した目標指標が達成されることで、都市機能や居住の集約が進み、行政サービスの効率化が図られていることを確認するため、市民一人あたりの歳出額の変化を評価指標とします。

<目標値の設定>

一人あたりの歳出額の抑制が図られることで、行政サービスの効率化につながっている可能性があると考えます。

一人あたりの歳出額の対前年比について、直近 5 年間 (平成 30 (2018) 年～令和 4 (2022) 年) の平均値である 5.3%以下を目指します。

なお、歳出のうち補助費等の割合が例年おおむね 10%前後で推移しているのに対し、令和 2 (2020) 年は 33%と非常に高くなっているため、平均値の算出から除外しています。

<計算/確認方法>

一人あたりの歳出額の対前年比を算出し、対前年比の直近 5 年間の平均値を算出します。

期待される効果② ～本市の住みやすさ～

期待される効果を 確認する指標	現状値(令和 3(2021) 年)	目標値
本市の住みやすさ (市民意識調査)	80.2%	80.2%以上

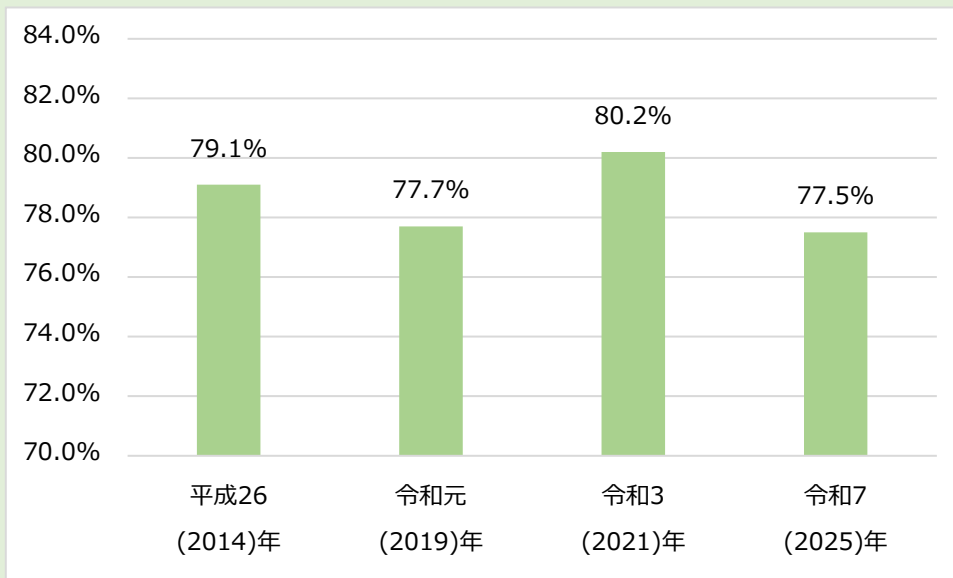
<内容>

まちづくりの方針ごとに設定した目標指標が達成されることで、都市機能や居住の集約が進み、本市が住みよいまちへ変わっていることを確認するため、本市の住みやすさを評価指標とします。

<目標値の設定>

本市の住みやすさは、入間市市民意識調査の設問「あなたは、今住んでいる入間市を住みよいところであると思いますか。それとも住みにくいところであると思いますか。」の選択肢のうち、「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」と回答した割合を確認します。

目標値は、近年の入間市市民意識調査で最も「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を回答した割合が高い、第 13 回入間市市民意識調査（令和 3（2021）年の 80.2%以上を目指します。



出典：入間市市民意識調査より作成

<計算/確認方法>

目標値の確認を行う令和 27（2045）年から一番近い年度に実施・公表した、入間市市民意識調査の結果より算出します。



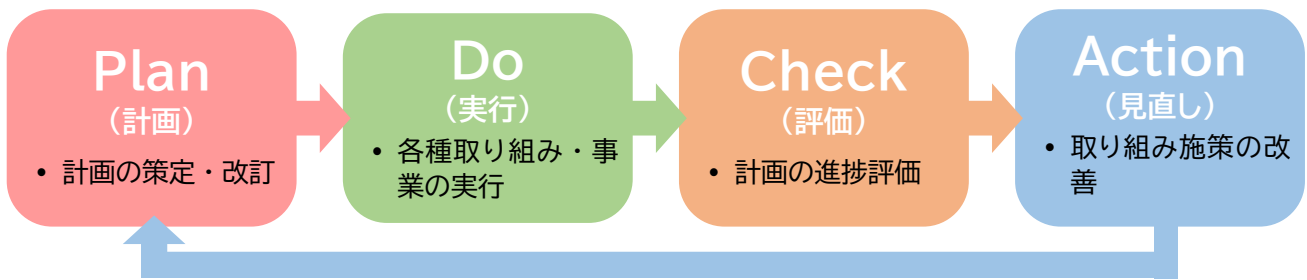
2. 進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画に基づきまちづくりを適切に実施していくためには、継続的な進行管理が必要となります。

そのため、おおむね5年ごとに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）といったPDCAサイクルの仕組みを用いながら、評価・検証を行うことを基本とします。

《 PDCAサイクルによる進行管理イメージ 》



(2) 計画の見直し

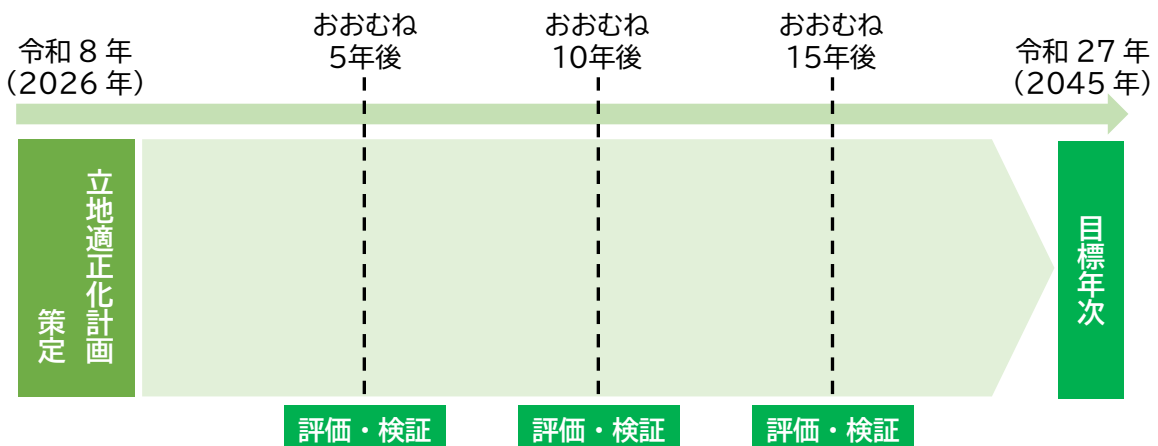
立地適正化計画はおおむね20年後の将来像の実現を目指した計画ですが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や法改正、上位計画における方針などの見直しがあった場合、それらの変化に柔軟に対応するため、本計画の一部または全ての改訂を検討します。

なお、立地適正化計画制度については、おおむね5年ごとに施策・事業の実施状況や評価指標の達成状況の確認を行い、計画の進捗や妥当性を評価・検証することが望ましいとされています。そのため、おおむね5年ごとに本計画を評価・検証し、必要に応じて見直しを行います。

計画の進行および検証は、都市計画や土木・建築、防災・減災分野だけでなく、福祉、商工、教育、文化、環境などさまざまな分野の関係課を含め行います。

また、立地適正化計画の取り組みの裾野拡大や、実効性向上にむけ、市町村による適切な見直しを推進する「まちづくりの健康診断」が国土交通省より毎年実施されるため、これらのモニタリングを活用し、本計画の進捗などを随時確認します。

《 計画の評価・検証時期のイメージ 》



3. 届出制度

立地適正化計画の策定により、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられます。

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築や、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為などを行う場合は、市への届出が必要となります。

また、届出のあった建築や開発行為が、都市機能誘導や居住誘導に支障が生じるおそれがあると判断した場合、誘導区域内への立地などの助言や勧告を行うことがあります。

なお、立地適正化計画に基づく届出は、建築基準法に基づく建築確認申請等に代わるものではありません。建築や開発を行う際には、引き続き関係法令に基づく手続が必要となります。

(1) 都市機能誘導区域に係る届出制度

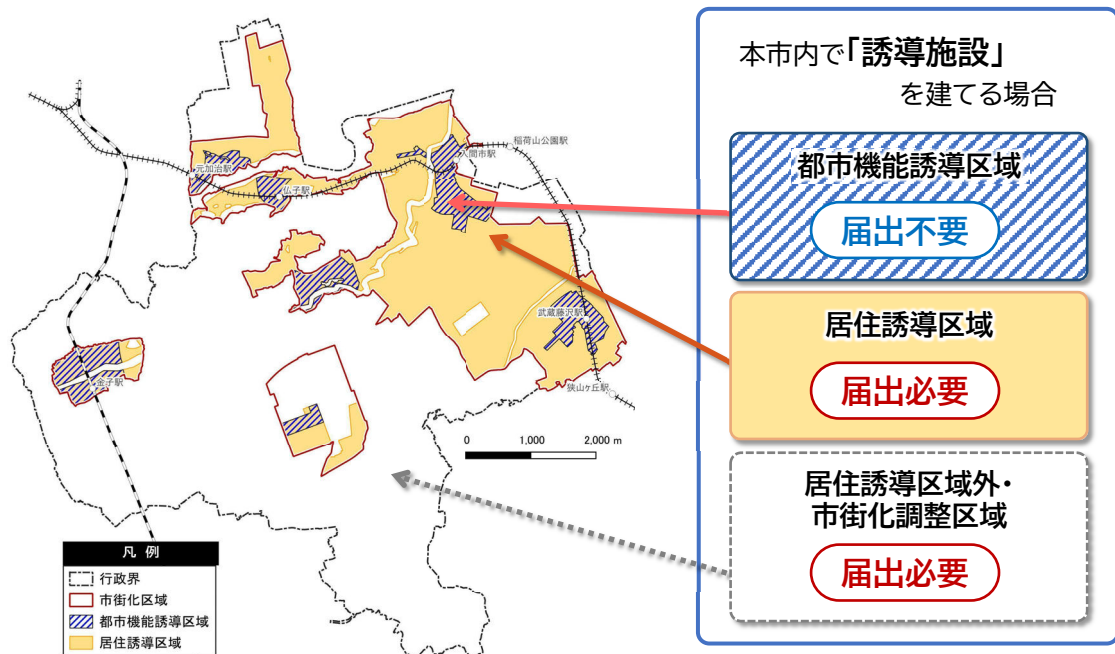
都市機能誘導区域外において誘導施設の建築の動向を把握するため、当該区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為着手の 30 日前までに市への届出が必要です。(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)

≪ 都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為 ≫

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

※本市では都市機能誘導区域ごとに誘導施設を定めており、都市機能誘導区域内でも位置づけがされていない誘導施設を開発・建築等する場合は届出が必要です。

≪ 本市内で「誘導施設」を建てる場合の届出の要否 ≫





都市機能誘導区域内において、本計画で設定した誘導施設のうち、すでに立地している施設を休止または廃止する場合は、休止または廃止の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

《 都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為 》

休止または廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または廃止する場合 ※休止：施設再開の意思がある場合 ※廃止：施設再開の意思がない場合
----------------	--

(2) 居住誘導区域に係る届出制度

居住誘導区域外において住宅開発などの動向を把握するため、当該区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第88条第1項)

《 居住誘導区域外において届出の対象となる行為 》

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合 ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為において1,000㎡以上の規模のものを行う場合
建築等行為	① 3戸以上の住宅を新築する場合 ② 建築物を改築、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

《 本市内で「住宅」を建てる場合の届出の要否 》

